

東側フェンス設置仕様書

長崎県環境保健研究センターに新たに設置する東側フェンスの仕様を次のとおり定める。

1. 業務名 東側フェンス設置
2. 施行場所 長崎県環境保健研究センター（長崎県大村市池田二丁目 1306 番地 11）
3. 施行期間 契約締結日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日まで
4. フェンス設置内容
 - ・朝日 UN-A1200L-50 （既存フェンスと同型）
 - ・設置延長 L=9 8. 2 m
 - ・出入口（片開き） 2 箇所
 - ※詳細については、別紙 1, 2 参照
5. 設置場所 長崎県環境保健センター 東側（別紙 1 参照）
 - ※設置の詳細な日程については、施設管理者との協議による
6. 入札額には、労務費、消耗品費、搬入据付費、撤去処分費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のフェンス設置に係る金額を含んだ額を記入すること。
 - ※業務に使用する電灯動力・水については、当該施設のものを利用可能とする。
7. その他入札及び契約、施行については、長崎県財務規則の定めるところによる。
8. 注意事項
 - （1）設置作業にあたっては当センター職員の指示に従い、業務に支障のないよう十分注意すること。
 - （2）設置場所以外の実験室等に当センター職員の許可なく立ち入らないこと。
 - なお、設置場所以外の実験室等に長崎県環境保健センター職員の許可なく立ち入り、人体等に事故等が起きた場合、当センターは被事故者に対して責任を負わないものとする。
 - （3）設置作業にあたり、当センター内の建物・工作物・備品類・その他に対して損害を与えた場合は、直ちに当センター職員に報告し、その都度補修、弁償等を行うものとする。
 - なお、その経費は施行者の負担とすること。
 - （4）設置作業中に、破損箇所等を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。
 - （5）塵埃が発生した場合は、毎日の作業終了時に最低限の清掃を行うこと。また、廃材が発生した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に基づいた適切な処分を行うこと。
 - （6）液状及びゲル状の物質の使用にあたっては十分注意し、周囲の施設及び備品等に飛散させないこと。
 - （7）衛生・火気の取扱には十分な注意を払うこと。
 - （8）当センター敷地内は禁煙であること。